

令和2年度 糸魚川市大型運転免許等取得支援補助金について

1 目 的

市内企業の人材確保を支援し、もって市内における安定的な雇用の拡大を図るため、大型運転免許等の取得促進に取り組む市内企業等を支援する。

2 制度概要

補助対象事業者	市内に主たる事業所又は事務所を有し、事業を行う法人その他の団体又は個人
免許等取得の条件	<p>①事業者の事業遂行上必要な免許等に限り、</p> <p>②免許等を取得する人（以下「取得者」といいます。）の主たる勤務地が糸魚川市内の場合に限り、</p> <p>③取得者の事業所内における状態（使用者、労働者、正社員、パート等の別）は問いません。</p> <p>④免許等取得費用は、事業者が負担することとします。</p>
対象となる経費	<p>次に掲げる運転免許等の取得に対して負担した<u>教習料</u>又は<u>技能講習料</u>（※入校諸費用、検定料、手数料は含みません。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">対象となる免許</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大型免許 ・ 大型特殊免許 ・ 大型第二種免許 ・ 普通第二種免許 ・ 牽引第二種免許 ・ 中型免許 ・ 牽引免許 ・ 中型第二種免許 ・ 大型特殊第二種免許 ・ 準中型免許 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">対象となる技能講習・特別教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フォークリフト運転者 ・ 車両系建設機械運転者 ・ クレーン・デリック運転士 ・ 高所作業車運転者 </div> <p>※普通免許を取得することなく準中型免許を取得した場合は、補助対象経費から普通免許取得に要する経費を除きます。</p> <p>※国、県その他の団体から助成金を受けている場合は、補助対象経費から助成額を除きます。</p> <p>※対象となる経費には消費税は含みません。（免税事業者及び簡易課税事業者は消費税を含む。）</p>
補助金額等	<p>①補助金の額 取得者1人につき、対象となる経費の<u>10分の7</u>の額とし、<u>10万円を限度</u>とします。（1,000円未満切捨て）</p> <p>②回数 一年度あたり1事業者5回（5人）まで</p>
募集期間	<p>○前期 4月13日から同月30日まで</p> <p>○後期 10月1日から同月30日まで</p>

3 提出書類

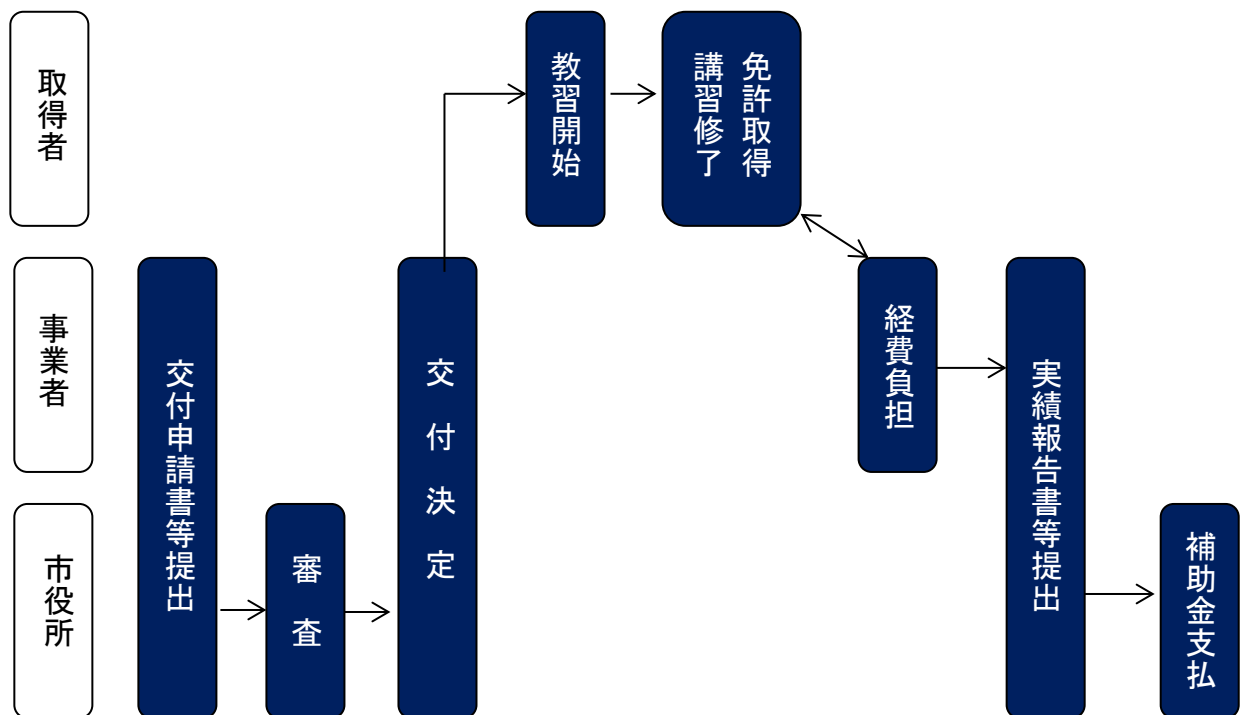
(1) 交付の申請時

- ・大型運転免許等取得支援補助金交付申請書
- ・教習所の基本料金表の写し
- ・大型運転免許等取得予定者の健康保険証の写し
- ・国、県その他の団体から助成金を受けている場合は、交付決定通知書の写し
- ・取得予定の大型運転免許等が業務に必要であることが分かる書類

(2) 実績報告時

- ・大型運転免許等取得支援補助金実績報告書
- ・運転免許証又は講習修了証の写し（令和3年3月31日までに取得又は修了）
- ・教習所への支払いが証明できる書類の写し
- ・国、県その他の団体から助成金を受けている場合は、交付決定通知書の写し

4 申請の流れ



5 提出課・担当

糸魚川市 産業部 商工観光課

企業支援室 商工労政係 (担当：中田^{なかつ})

電話番号：025-552-1511 (内線：2313)

FAX 番号：025-552-7372